

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	児童手当に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童手当に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。  
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

船橋市長

## 公表日

令和7年3月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の内容	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付(以下「児童手当等」という。)に関する事務。</p> <p>【概要】 認定請求者(受給資格者)から提出される認定請求書、額改定請求書、受給事由消滅届、現況等各種届及び住民異動等に基づき、認定、受給事由消滅及び支給等の管理業務。</p> <p>【事務処理】</p> <p>①新規認定請求 新規認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。</p> <p>②額改定請求 額改定請求書に基づき、支給要件児童の認定を行う。</p> <p>③受給事由消滅届 受給事由消滅届に基づき、消滅処理を行う。</p> <p>④現況届 現況届に基づき、年度更新を行う。</p> <p>⑤その他の届出 住所変更届に基づき、氏名・住所の異動の確認及び変更を行う。 口座振替変更届に基づき、振替(支給)口座の変更を行う。</p> <p>⑥年齢到達 3歳到達、年度末の12歳、15歳、18歳、22歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。</p> <p>⑦各種届出に基づく通知書送付 ①～④、⑥に伴う各処分の通知書送付を行う。</p> <p>⑧住民異動に伴う案内送付 児童の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、消滅等の提出案内の送付を行う。</p> <p>⑨所得更正等に伴う支給区分の変更処理 所得更正に基づき、支給区分(児童手当⇄特例給付)変更又は請求者変更(支給事由消滅)処理、通知を行う。</p> <p>⑩返還金請求及び催告 支給事由消滅等(遡りの消滅等)により返還金が発生した者に返還金請求を行う。</p> <p>⑪父母指定者指定届受領証発行 父母指定者による父母指定者指定届に基づき、居住する児童を確認し、受領証を発行する。</p> <p>⑫財務会計処理及び各種統計に係る事務 定時(10月・12月・2月・4月・6月・8月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 返還金の収納等を行う。 千葉県への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。</p> <p>⑬児童手当等に係る保育料等の徴収等に関する申出・変更申出・撤回申出 申出書に基づき、児童手当等に係る保育料等の徴収等に関する処理、通知を行う。</p> <p>⑭児童手当等に係る寄附の申出・変更申出・撤回申出の受付、受領証明書発行 申出書に基づき、児童手当等に係る寄附に関する処理、通知を行う。また、受領証明書を発行する。</p> <p>⑮サービス検索・電子申請機能、申請管理システムに係る事務 サービス検索・電子申請機能、申請管理システム経由にて①～⑤、⑬～⑭の届出を受領する。</p> <p>⑯マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。 ①～⑥、⑬～⑭に係る通知を行う。 ④の送付に関するお知らせ、督促のお知らせを行う。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	児童手当システム(児童総合福祉システム)
②システムの機能	①受給資格管理機能 受給者の受給事由の認定・消滅情報の管理を行う。 支給要件児童の受給事由の認定・消滅情報の管理を行う。 ②手当支給状況管理機能 受給者に対する児童手当等の支給情報の管理を行う。 ③事業状況報告機能 事業状況報告に関する集計表の作成を行う。 ④共通管理機能 以上①～③の機能が共通して利用する情報(税情報・世帯員情報・送付先情報・口座情報)を管理する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (番号管理連携システム、申請管理システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム(児童総合福祉システム)
②システムの機能	①宛名照会機能 受給者等の宛名情報を確認する。 ②住基連携機能 既存住民基本台帳システムの異動データを庁内連携システムを介して、宛名システム(児童総合福祉システム)へ連携させる。 ③住民登録外者の登録・更新機能 個人番号の紐付けや宛名の登録・修正を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (児童手当システム(児童総合福祉システム)、番号管理連携システム)
システム3	
①システムの名称	番号管理連携システム
②システムの機能	①宛名管理機能:既存住民基本台帳システムから住民登録者データを受領し、個人番号を含む宛名管理を行う。 ②情報提供機能:児童手当システム(児童総合福祉システム)で管理している提供業務情報を、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)へ情報提供を行う。 ③情報照会機能:団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)へ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果の画面表示を行う。 ④個人番号入力機能:児童手当システム(児童総合福祉システム)で独自入力した住民登録外者の個人番号の画面入力を行う。 ⑤住民登録外者連携機能:団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)へ住民登録外者の情報連携を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (児童手当システム(児童総合福祉システム)、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー))

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
②システムの機能	<p>①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウェイシステムへ送信する。</p> <p>④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能:自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (自治体中間サーバー、番号管理連携システム、住基ネットゲートウェイシステム)</p>
システム5	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバー))</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (申請管理システム)</p>

システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データを受領する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（児童手当システム(児童総合福祉システム)、サービス検索・電子申請機能）
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の81の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <small>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項、107の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項、141の項、161の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3条及び第4条)
その必要性	児童手当等に関する記録を正確かつ統一的去い、児童手当等の審査・認定・支給に関する事務処理を適切に行う必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 支払口座等 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報: 正確な本人特定のため、申請書に記入された情報と突合するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 受給資格者の確認や支給区分判断のため保有</li> <li>・児童福祉・子育て関係情報: 受給資格の確認のため保有</li> <li>・年金関係情報: 受給資格及び交付金申請時の区分の確認のため保有</li> <li>・支払口座等: 児童手当等口座振込先確認のため保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年3月1日
⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民税課、国保年金課、戸籍住民課、保健体育課、保育入園課、地域子育て支援課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構等、デジタル庁、法務省 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 受給資格調査に係る調査先(受給者の配偶者の勤務先、児童福祉施設、民生委員)、サービス検索・電子申請機能 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能、申請管理システム )	
③使用目的 ※	児童手当等の受給資格の審査・認定・支給事務処理を行うため。	
④使用の主体	使用部署	子育て給付課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入、出生時に住民票情報を基に資格認定を行い、児童手当システム(児童総合福祉システム)で運用する。</li> <li>・請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。</li> </ul>	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、入力する際に、請求者等の宛名情報を団体統合宛名システム(番号連携サーバー)の個人番号と突合する。</li> <li>・住民登録外者の認定請求及び各種届出書の真正性を確認し、取り込む時に請求者等の宛名情報を団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)の個人番号と突合する。</li> <li>・認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。</li> </ul>	
⑥使用開始日	平成29年3月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
児童手当等審査・データ入力事務		
①委託内容	児童手当等の審査等に関する事務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ニチイ学館	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用・保守業務		
①委託内容	児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用・保守業務(法制度改正に伴う改修作業を含む。)	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託しようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑥再委託事項	児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用・保守業務の一部を再委託する。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 4 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	(別紙:提供先一覧)のとおり
①法令上の根拠	(別紙:提供先一覧)のとおり
②提供先における用途	(別紙:提供先一覧)のとおり
③提供する情報	(別紙:提供先一覧)のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者・その配偶者・対象児童(児童手当法第3条及び第4条)
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③移転する情報	児童手当法による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者・その配偶者・対象児童(児童手当法第3条及び第4条)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じてその都度

移転先2～5	
移転先2	生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項に定める事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③移転する情報	児童手当関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者・その配偶者・対象児童(児童手当法第3条及び第4条)
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じてその都度
移転先3	生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の1の項
②移転先における用途	船橋市番号利用条例別表その1の1の項に定める事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者・その配偶者・対象児童(児童手当法第3条及び第4条)
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じてその都度



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない>

### ○資格関連情報

受給者氏名、性別、生年月日、住所、連絡先(電話番号)、決定年月日、決定結果、受給者番号、申請種別、申請年月日

### ○手当資格情報

被用区分、手当月額、支給月額、算定対象児童数、支給対象児童数、児童ごとの月額

### ○支給要件児童情報

算定対象該当日、留学開始日、留学終了日、別居区分、児童生年月日、児童宛名コード、支給要件非該当日、支給要件非該当事由、支給要件該当日、支給要件該当事由、算定対象該当事由、算定対象非該当日、算定対象非該当事由、監護の有無、3歳児到達、12歳児到達

### ○支払履歴情報

振込年月日、振込金額、調整前振込金額、調整金額、対象年月、支払処理年月日、支払区分、支払期、支店名、支店コード、口座名義人、口座番号、金融機関名

### ○差止情報

差止理由、差止対象年度、差止年月日、差止解除年月日、差止開始年月

### ○過払情報

調整金額、調整済額、調整債権区分、債権未納額、債権全額、過払金額

### ○現況情報

判定結果、発行年月日、提出年月日、審査決定年月日、現況番号

### ○福祉世帯情報

受給者との関係、福祉世帯員宛名コード、本人宛名コード、地方税情報

### ○個人番号管理情報

宛名コード、個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、更新日時、更新年月日

### ○天引申請情報管理

徴収区分、徴収種類、天引予定金額合計、天引申請年月日、天引決定結果、天引決定年月日、天引決定理由、天引申請種別、天引申請理由、天引有効期間開始、天引有効期間終了

### ○天引月別支払履歴

支払期、支払区分、支払処理年月日、対象年月、天引金額、天引金額予定、天引後振込金額、天引前振込金額、振込年月日

(別紙:提供先一覧 令和7年3月31日現在)  
 番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報)
1	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	児童手当法による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
2	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	児童手当関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
3	都道府県知事等	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第四百三条で定めるもの	児童手当関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
4	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三条で定めるもの	児童手当関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各種申請書等の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人または代理人の本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止している。</li> <li>②各種申請書等については、児童手当法施行規則等に示された様式とし、必要以外の情報が記載できない書式とする。</li> <li>③マニュアルやホームページ上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。</li> <li>②調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。</li> <li>③児童手当システム（児童総合福祉システム）を操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。</li> <li>④住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>⑤サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</li> </ul> <p>&lt;入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童手当情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除又は訂正を行った者以外の者が確認する。</li> <li>②入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。</li> <li>③住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> <li>④サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul> <p>&lt;入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。</li> <li>②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。</li> <li>③全職員を対象として、情報管理職場研修（上司と部下が情報管理について確認する研修）及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。</li> <li>④サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN 等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;必要な情報以外を入手することを防止するための措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①児童手当システム(児童総合福祉システム)については、番号法別表及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。</p> <p>②アクセス制御機能により、評価対象の事務に必要な情報にアクセスできないようにする。</p> <p>③個人番号と紐付けて取得及び管理する特定個人情報は、システムの機能として、業務上必要な情報に限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。</p> <p>④認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;ユーザ認証の管理&gt;  ①システムを利用する必要がある職員のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。  ②サービス検索・電子申請機能をLGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。  ③なりすましによる不正を防止する観点から共用ID の利用を禁止する。</p> <p>&lt;アクセス権限の発行・失効の管理&gt;  ①所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。  ②異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。  ③個別にアクセス権限を付与する際には、必要な業務内容を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。  ④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。  ⑤発行・失効管理簿に記録・保管する。</p> <p>&lt;アクセス権限の管理&gt;  ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。  ②ユーザIDやアクセス権限を情報システム管理者(所属長)が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は廃止する。  ③不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。</p> <p>&lt;特定個人情報の使用の記録&gt;  ①サービス検索・電子申請機能、システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。  ②操作者は個人まで特定でき、システム上5年間保存する。  ③記録は情報システム管理者(所属長)が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。</p>
その他の措置の内容	<p>・業務に使用する端末を操作する際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <従業員が事務外で使用するリスクに対する措置>

- ①情報システム管理者(所属長)は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。
- ②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。
- ③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。
- ④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。
- ⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
- ⑥サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。
- ⑦外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報システム管理者(所属長)の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
- ⑧外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

### <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置>

- ①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。
- ②船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。
- ③サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。
- ④アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN 接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。

### <その他の措置>

- ①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。
- ②必要な操作以外、児童手当等に関する情報を表示しない。
- ③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、具体的に誰に対し何の目的で移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の移転を行う。年1度の研修、個人情報保護法の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているかを確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;不適切な方法で移転が行われるリスクに対する措置&gt;</p> <p>①新たに特定個人情報の移転を開始する場合は、事前に利用目的及び根拠を記載した書面により申請のうえ、情報セキュリティ管理者（所属長）の承認を得なければならない。</p> <p>②特定個人情報は、番号法及び条例上認められる事務に限って移転を可能とする。</p> <p>&lt;誤った情報を移転してしまうリスク、誤った相手に移転してしまうリスクに対する措置&gt;</p> <p>①情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、二重にチェックを実施する。</p> <p>②新たに特定個人情報の移転を開始する場合は、移転先及び移転項目並びにその利用目的が適切であるか判断し、適切な場合に限り、情報を授受するよう庁内連携システムで制御する。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用における措置&gt;</p> <p>①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。</p> <p>②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。</p> <p>③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。</p> <p>④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。</p> <p>⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;自治体中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用における措置&gt;</p> <p>①児童手当システム(児童総合福祉システム)と自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。</p> <p>②児童手当システム(児童総合福祉システム)では操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;自治体中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	
再発防止策の内容	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	

<p>その他の措置の内容</p>	<p><b>【物理的対策】</b>          &lt;船橋市における措置&gt;          ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)          ②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。          ③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。          ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。          ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><b>【技術的対策】</b>          &lt;船橋市における措置&gt;          ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。          ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。          ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。          ⑤サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。          ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。          ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。          ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。          ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。          ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

## 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置>

- ①個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。
- ②LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用し、申請管理システムを通じて児童手当システム(児童総合福祉システム)に当該データを取り込む。再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、児童手当システム(児童総合福祉システム)にて履歴管理を行う。

### <特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク>

- ①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。
- ②保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。
- ③LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。
- ④外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。
- ⑤ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

### <紙媒体に対する措置>

- ①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。
- ②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;船橋市における措置&gt;  ①子育て給付課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。  ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。  ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。  ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;船橋市における措置&gt;  ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。  ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。  ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。  具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー(船橋市本庁舎11階行政資料室内)に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記載されている公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2316
②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年3月29日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) (略)  (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号力、同条第2号(第1号力)、同条第3号(第1号力)、同条第4号(第1号力)、同条第5号(第1号力) (2)番号法別表第二の30の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。) (3)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号力、同条第2号(第1号力)、同条第3号(第1号力)、同条第4号(第1号力)、同条第5号(第1号力)	(船橋市が照会する根拠) (略)  (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (2)番号法別表第二の30の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。) (3)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (4)・番号法別表第二の106の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第53条第1号リ	事後	法令等の改正による条項の変更であり、誤字脱字の修正と同様の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和2年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(略) [○]評価実施機関内の他部署(市民税課、国民年金課、戸籍住民課、保健体育課、保育認定課、地域子育て支援課) (略)	(略) [○]評価実施機関内の他部署(市民税課、国民年金課、戸籍住民課、保健体育課、保育認定課、地域子育て支援課) (略)	事後	組織改正に伴う名称の変更であり、誤字脱字の修正と同様の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和2年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(略) [ ]その他( )	(略) [○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (3件) [○]移転を行っている (3件)	[○]提供を行っている (4件) [○]移転を行っている (4件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	(別紙 提供先一覧 平成31年2月4日現在)のとおり	(別紙 提供先一覧 令和2年3月23日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和2年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第一の15の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法別表第一の15の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	移転先4記載なし	移転先4の全てを追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先	(別紙 提供先一覧 令和2年3月23日現在)のとおり	(別紙 提供先一覧 令和3年3月1日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。

<p>令和3年3月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①(略) ②(略) (※1)(略) (※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)(略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバーの運用における措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①(略) ②(略) (※1)(略) (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)(略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバーの運用における措置&gt; (略)</p>	<p>事後</p>	<p>地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。</p>
<p>令和3年3月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①(略) ②(略) ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④(略) (※)(略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバーの運用における措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用における措置&gt; (略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①(略) ②(略) ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④(略) (※)(略)</p> <p>&lt;自治体中間サーバーの運用における措置&gt; (略)</p>	<p>事後</p>	<p>形式的な文言の修正であるため、重要な変更にはあたらない。</p>

<p>令和3年3月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ (略)</p> <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【技術的対策】 (略)</p>	<p>【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ (略)</p> <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>【技術的対策】 (略)</p>	<p>事後</p>	<p>地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。</p>
<p>令和3年3月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>＜船橋市における措置＞ ①(略) ②(略) ③システム操作関係職員(非常勤職員、臨時職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④(略)</p> <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>＜船橋市における措置＞ ①(略) ②(略) ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④(略)</p> <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>形式的な文言の修正であるため、重要な変更にはあたらない。</p> <p>地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。</p>

令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託	④再委託の有無[再委託しない]	④再委託の有無[再委託する] ⑤再委託の許諾方法 再委託しようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。 ⑥再委託事項 児童手当システム(児童総合福祉システム)の運用・保守業務の一部を再委託する。	事前	重要な変更にあたる
令和3年3月30日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事前	重要な変更にあたる
令和3年3月30日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	-	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	事前	重要な変更にあたる
令和3年3月30日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/7/13	2021/3/30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の56の項	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。

令和4年3月31日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の74の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第40条 (2)・番号法別表第二の75の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第40条の2  (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (2)番号法別表第二の30の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。) (3)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号タ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (4)・番号法別表第二の106の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第53条第1号リ</p>	<p>(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の74の項、75の項  (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項</p>	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更及び法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和4年3月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先</p>	(別紙 提供先一覧 令和3年3月1日現在)のとおり	(別紙 提供先一覧 令和4年3月31日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1~4 ①法令上の根拠</p>	根拠となる番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)、船橋市番号利用条例、船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年船橋市規則第159号。)の条項を記載していた。	主務省令及び規則の記載を削除した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転的における用途	番号法別表第一の15の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法別表第二の26の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転的における用途	番号法別表第一の63の項に定める事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法別表第二の87の項に定める事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	—	市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	—	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。 なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和4年3月31日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。  <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴い、新たに追記したもので、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年12月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①～⑭(略) ⑮サービス検索・電子申請機能に係る事務 サービス検索・電子申請機能経路にて①～⑤、⑬～⑭の届出を受領する。 ⑯(略)	①～⑭(略) ⑮サービス検索・電子申請機能、申請管理システムに係る事務 サービス検索・電子申請機能、申請管理システム経路にて①～⑤、⑬～⑭の届出を受領する。 ⑯(略)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
令和4年12月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○] その他(番号管理連携システム)	[○] その他(番号管理連携システム、申請管理システム)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
令和4年12月16日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[ ] その他( )	[○] その他(申請管理システム)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
令和4年12月16日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	システム7記載なし	システム7全て記載 ①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 住民が電子申請を行った際の申請データを受領する機能 ③他のシステムとの接続 [○] その他(児童手当システム(児童総合福祉システム)、サービス検索・電子申請機能)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。

令和4年12月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構等)	<input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構等、デジタル庁)	事後	情報提供ネットワークシステムによる照会の照会先の追加に伴う変更であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更には当たらない。
令和4年12月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	<input type="checkbox"/> その他(サービス検索・電子申請機能)	<input type="checkbox"/> その他(サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
令和4年12月16日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	①市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BC C」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

<p>令和4年12月16日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容</p>	<p>今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。 なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。</p>	<p>①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。</p>
<p>令和4年12月16日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>&lt;特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置&gt; ①(略) ②LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。  (略)</p>	<p>&lt;特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置&gt; ①(略) ②LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用し、申請管理システムを通じて児童手当システム(児童総合福祉システム)に当該データを取り込む。再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、児童手当システム(児童総合福祉システム)にて履歴管理を行う。  (略)</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>令和4年12月16日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>&lt;船橋市における措置&gt; ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・(略)  &lt;自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	<p>&lt;船橋市における措置&gt; ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・(略)  &lt;自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略)</p>	<p>事後</p>	<p>組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。</p>

令和4年12月16日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年12月16日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部法務課へ進捗状況を報告する。	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年12月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2021/3/30	2022/12/16	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民税課、国保年金課、戸籍住民課、保健体育課、保育認定課、地域子育て支援課	市民税課、国保年金課、戸籍住民課、保健体育課、保育入園課、地域子育て支援課	事後	組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	児童家庭課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所	子育て給付課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

<p>令和6年3月29日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略)</p>	<p>〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略) 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略) 【技術的対策】 〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略)</p>	<p>【物理的対策】 〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略) 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 上欄の続き</p>		<p>【技術的対策】        &lt;船橋市における措置&gt;        (略)        &lt;自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;        (略)        &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;        ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。        ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。        ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 上欄の続き</p>		<p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。        ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。        ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。        ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。        ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	

令和6年3月29日	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>&lt; 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 &gt; (略) &lt; 特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク &gt; ①～④(略) &lt; 紙媒体に対する措置 &gt; (略)</p>	<p>&lt; 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 &gt; (略) &lt; 特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク &gt; ①～④(略) ⑤ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 &lt; 紙媒体に対する措置 &gt; (略)</p>	事前	
令和6年3月29日	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>&lt; 船橋市における措置 &gt; ①児童家庭課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 (略)</p>	<p>&lt; 船橋市における措置 &gt; ①子育て給付課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 (略)</p>	事後	<p>組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。</p>
令和6年3月29日	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>&lt; 船橋市における措置 &gt; (略) &lt; 自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; (略)</p>	<p>&lt; 船橋市における措置 &gt; (略) &lt; 自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; (略) &lt; ガバメントクラウドにおける措置 &gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	

令和6年3月29日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2316	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2316	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/12/16	2024/3/29	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当及び特例給付(以下「児童手当等」という。)に関する事務。 【概要】(略) 【事務処理】 ①～⑤(略) ⑥年齢到達 3歳到達、年度末の12歳、15歳、18歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。 ⑦～⑪(略) ⑫財務会計処理及び各種統計に係る事務 定時(10月・6月・2月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 千葉県への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。 ⑬～⑯(略)	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付(以下「児童手当等」という。)に関する事務。 【概要】(略) 【事務処理】 ①～⑤(略) ⑥年齢到達 3歳到達、年度末の12歳、15歳、18歳、22歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。 ⑦～⑪(略) ⑫財務会計処理及び各種統計に係る事務 定時(10月・12月・2月・4月・6月・8月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 千葉県への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。 ⑬～⑯(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の56の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の81の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和7年3月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の74の項、75の項  (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項、107の項  (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項、141の項、161の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にならない。

令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構等、デジタル庁)	[○] 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構等、デジタル庁、法務省)	事後	情報提供ネットワークシステムによる照会の照会先の追加に伴う変更であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(別紙 提供先一覧 令和4年3月31日現在)のとおり	(別紙 提供先一覧 令和7年3月31日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	(略) ・番号法別表第二の26の項	(略) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第二の26の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	(略) ・番号法別表第二の87の項	(略) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年3月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2</p> <p>②移転先における用途</p>	<p>番号法別表第二の87の項に定める事務</p> <p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項に定める事務</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2</p> <p>③移転する情報</p>	<p>児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	<p>児童手当関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先4</p> <p>②移転先における用途</p>	<p>船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項に定める事務</p> <p>母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項に定める事務</p> <p>母子保健法によるこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	<p>III リスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>①児童手当システム(児童総合福祉システム)については、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。</p> <p>②～④(略)</p>	<p>①児童手当システム(児童総合福祉システム)については、番号法別表及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。</p> <p>②～④(略)</p>	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にならない。

<p>令和7年3月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容</p>	<p>①市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。</p> <p>②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BC C」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。</p>	<p>放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BC C」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>
<p>令和7年3月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容</p>	<p>①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。</p> <p>②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。</p>	<p>・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>

(別紙: 提供先一覧 令和4年3月31日現在)  
 番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
1	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
3	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
4	都道府県知事等	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの

No	提供先	法令上の根拠		提供先における用途 (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)	提供する情報(特定個人情報) (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)
		番号法別表第二の項番号	平成26年/内閣府/総務省/令第7号の条項		
1	都道府県知事等	26	第19条	第19条第1号に掲げる事務 (生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務)	第19条第1号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第2号に掲げる事務 (生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務)	第19条第2号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第3号に掲げる事務 (生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務)	第19条第3号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第4号に掲げる事務 (生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務)	第19条第4号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第5号に掲げる事務 (生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務)	第19条第5号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第6号に掲げる事務 (生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務)	第19条第6号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
2	社会福祉協議会	30	平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
3	都道府県知事等	87	第44条	第44条第1号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務)	第44条第1号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第2号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項(平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務)	第44条第2号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第3号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務)	第44条第3号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)

No	提供先	法令上の根拠		提供先における用途 (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)	提供する情報(特定個人情報) (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)
		番号法別 表第二の 項番号	平成26年/内閣 府/総務省/令 第7号の条項		
				第44条第4号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務)	第44条第4号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第5号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務)	第44条第5号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第6号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務)	第44条第6号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
4	都道府県知事等	106	第53条	第53条第1号に掲げる事務 (独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	第53条第1号に掲げる情報 (学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)

No	提供先	法令上の根拠		提供先における用途 (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)	提供する情報(特定個人情報) (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)
		番号法別表第二の項番号	平成26年/内閣府/総務省/令第7号の条項		
1	都道府県知事等	26	第19条	第19条第1号に掲げる事務 (生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務)	第19条第1号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第2号に掲げる事務 (生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務)	第19条第2号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第3号に掲げる事務 (生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務)	第19条第3号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第4号に掲げる事務 (生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務)	第19条第4号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第5号に掲げる事務 (生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務)	第19条第5号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第19条第6号に掲げる事務 (生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務)	第19条第6号に掲げる情報 (児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
2	社会福祉協議会	30	平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
3	都道府県知事等	87	第44条	第44条第1号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務)	第44条第1号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第2号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項(平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務)	第44条第2号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第3号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務)	第44条第3号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)

No	提供先	法令上の根拠		提供先における用途 (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)	提供する情報(特定個人情報) (平成26年/内閣府/総務省/令第7号)
		番号法別 表第二の 項番号	平成26年/内閣 府/総務省/令 第7号の条項		
				第44条第4号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務)	第44条第4号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第5号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務)	第44条第5号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
				第44条第6号に掲げる事務 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務)	第44条第6号に掲げる情報 (要支援者等に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)
4	都道府県知事等	106	第53条	第53条第1号に掲げる事務 (独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務)	第53条第1号に掲げる情報 (学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報)